平成２７年（フ）第２５号
新潟県見附市下関町977番地
債務者　渡邊　桂春
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
岐阜県土岐市泉島田町２丁目10番地　ベルハイツ201号
債務者　植田　秀彦
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２２号
三重県伊勢市下野町255番地１　おれんじハウスＣ201号室
債務者　杉本　早苗（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第９３０号
堺市堺区出島町２丁７番16号
債務者　泉谷　雅史
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０２９号
堺市中区陶器北685番地１　藤原第２マンション301号
債務者　平田　幸江（旧姓鷹野原）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８０号
大阪府大阪狭山市金剛１丁目11―11　シャーメゾン寺池公園201、住民票上の住所大阪府和泉市万町223番地の６
債務者　小西小雅子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
堺市堺区南旅篭町西１－２－６　プレナス御陵前303、住民票上の住所相模原市南区新磯野４丁目３番１―504号
債務者　成田　和也
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
堺市南区庭代台３丁13番５―105号
債務者　山中　　功
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４０４号
大阪府和泉市万町1076番地の131
債務者　小畑　貞子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
大阪府岸和田市西之内町７番38―203号、前住所大阪府岸和田市西之内町６番54号
債務者　大嶋　和恵
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
大阪府貝塚市石才６番地４アネックス近義の里101号、前住所大阪府泉南市樽井８丁目７番３―408号
債務者　仲畑　　実
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
大阪府泉南郡熊取町長池１番７―506号
債務者　江原　有希（旧姓甲田）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
大阪府和泉市池田下町1218番地の１―Ａ
債務者　北野　盛一
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
大阪府貝塚市石才17番地ハイネスアカデミー305号
債務者　西原　梨沙（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
岡山県倉敷市福田町古新田769番地32　セジュール竹Ａ101
債務者　大森千代見
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
福岡県みやま市高田町海津1375番地、住民票上の住所福岡市東区蒲田２丁目５番14―２号
債務者　栗林　生一
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１５号
盛岡市黒石野３丁目20―44　プレステージⅡ108、住民票上の住所盛岡市菜園２丁目５番32号
債務者　志和　伸俊
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部